

別紙

法律番号平成26年法律第89号

公布年月日平成26年6月27日

法令の形式 法律

案名 行政書士法の一部を改正する法律案

提出回次 第186回国会

種別 衆法

提出番号 39

提出者 総務委員長

提出年月日：平成26年6月12日

成立年月日：平成26年6月20日

上記法律により、いわゆる、特定行政書士制度を創設する行政書士法の改正が行われた。

上記法律の法律案が作成されるにあたり、下記の文書を総務省が保有している可能性があると考えられるので開示されたい。

- 1、 総務省は、本法法律案の作成に関与した国会議員又は衆議院法制局職員から意見の聴取や相談を受けることにより、政策に必要な調整をおこなったと考えられる。その供に資するために作成された文書。
- 2、 本法律案が作成されるにあたり、総務省が、他の省庁と話し合い等の調整をおこなっていたのではないかと考えられる。その調整の内容が分かる文書（平成26年6月1日～平成20年6月1日以内のものに限る）。
- 3、 総務省は、本法法律案の内容に関して、日本行政書士連合会及び日本弁護士連合会と話し合い等の、政策に必要な調整を行っていたと考えられる。その内容が分かる文書（平成26年6月1日～平成20年6月1日以降のものに限る）。
- 4、 上記1、2、3の場面で、法律案の書きぶり等の法制執務に関するやり取りがあれば、その内容の分かるもの。

以上 よろしく願います。

北原 伸介

## 2014年(平成26年)3月31日付け 行政書士法改正に反対する意見について

- 1 行政書士以外の各士業に与えられている行政不服申立て代理権は、司法制度改革において、各分野における高度な専門性に対して付与されたものであり、行政書士には他の士業のような専門的な分野はありません。

行政書士は、他の法律で制限されていない、官公署に提出する書類の作成や当該書類を官公署に提出する手続について代理することを業とする許認可手続の専門家である。特定の分野に限定されない幅広い行政手続をその業域とし、一部他の士業の業務分野を除き、許認可等の業務については行政書士が適切に実施しているところであり、当該行政書士の業務に関しては十分な専門性を有していると考えられる。

なお、見直し案は現に行政書士が「作成した」許認可等に関するものに限定しており、申請手続を行ってきた実績と知見を踏まえ、不服を申し立てるものであり、弁護士を除く他の士業の当該分野における不服申立てに比べ、専門性が低いということにはならない。

- 2 行政書士の業務では、争訟性のある書類の作成が許されていません。そもそも不服申立ての手続を代理できる前提を欠いており、上記修正をもってしても、代理権を付与すべき理由は存在しません。
- 3 行政不服審査手続は、対立構造を有するもので、その手続代理業務には、高度で専門的知見と判断が必要となりますが、行政書士制度にはそのような業務は予定されていません。

現行制度下において行政書士が不服申立て業務をできないのは、弁護士法第72条により明らかであり、このため、制度改革により不服申立て代理権を付与しようとしているものである。

現行制度で許容されていないことをもって、制度改革を行う理由がない、あるいは行政書士制度に不服申立て業務が予定されていないというのは、単にそもそも制度改革を許さないという主張であり、有意な反対理由となっていない。また、立法権が及ばないかのような主張は問題があるのではないか。

なお、弁護士を除く他の士業も当該分野の官公署に提出する書類の作成・提出代理を基本の業務としており、「行政手続の円滑な実施に寄与する」という意味で性格は行政書士と変わらない。ある意味では、主務官庁との密接性は行政書士より高い。それらの士業には既に不服申立て代理権が付与されており、争訟性があり、対立構造を有する分野だからと言って、行政書士の不服申立て業務への参入を否定することはならない。

# 行政書士法改正関係資料

**資料 1** 行政書士法改正（不服申立て代理権の付与）について

（別紙 1）行政書士法改正案のイメージ

（別紙 2）士業の代理権の範囲について（イメージ）

**資料 2** 不服申立て代理権の付与に伴う研修の実施

# 行政書士法改正（不服申立て代理権の付与）について

日本行政書士会連合会  
日本行政書士政治連盟

行政書士の不服申立て代理権の範囲は絞り込みます（※別紙1）

（平成25年6月案）

（見直し案）

行政書士が「作成することができる」  
官公署に提出する書類に係る許認可  
等に関する不服申立て

行政書士が「作成した」  
ものに限定

○不服申立て代理権は、既に行政書士以外の士業では認められています。（※別紙2）  
不服申立ても原則として官公署（行政庁）に対して書類を提出する手続で行うものであり、官公署への許認可等の手続代理を行っている行政書士に、「非独占業務として」代理権を付与すれば、その職務を完結できるようになり、国民の不服申立てに関する選択肢が広がると考えられます。

○平成25年6月案については、他の士業の業務範囲への影響を懸念する声があることから、行政書士が関われる業務範囲は、現に行政書士が作成した官公署への提出書類に係る許認可等に関する不服申立てに限定します。

専門分野について既に不服申立て代理権が付与されている司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士の業務への影響は生じません。

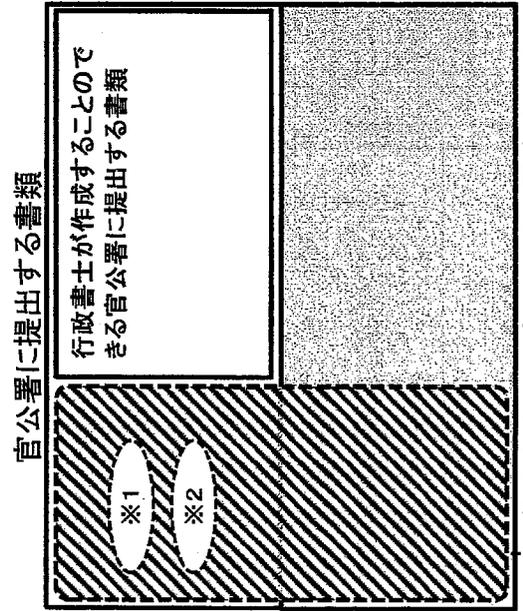
○不服申立て代理権を規定する行政書士法第1条の3柱書きでは、「他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない」とされており、専門分野について定めている業務制限はそのままであって、法改正によっても行政書士ができないことに変わりはありません。

○行政書士が、経過措置により作成することができる一部の労働社会保険法令に係る書類（経過措置対象者のみ）や、税理士法により作成することができる一部の税務書類についても、行政書士法第1条の2に基づき作成することができる書類には当たらない（※別紙1参照）ため、今回付与しようとする不服申立て代理権の対象にはなりません。

# 行政書士法改正案のイメージ

## 現行法

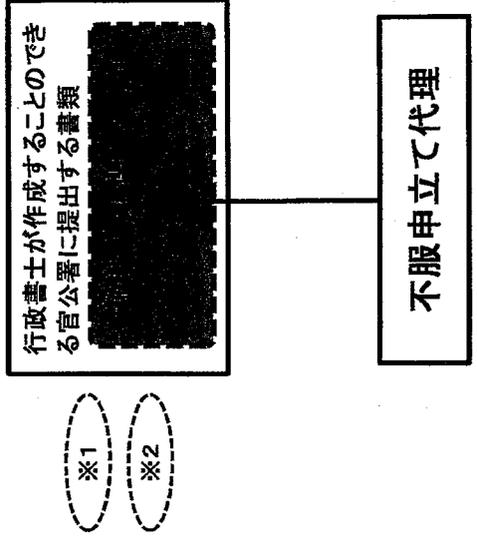
【行政書士が作成できる書類(第1条の2)】



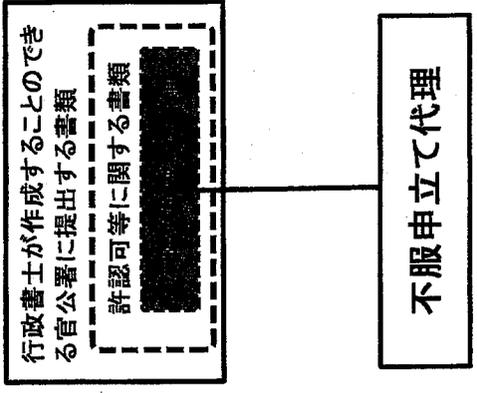
他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。(第1条の2第2項)

## 改正案

＜平成25年6月案＞



＜見直し案＞



※1 行政書士法附則において、昭和55年9月1日に現に行政書士であった者は、社会保険労務士法に掲げる一部の事務を業とすることが認められている。

※2 税理士法第51条の2において、行政書士はゴルフ場利用税等の租税に関し、税務書類の作成を業とすることが認められている。

# 士業の代理権の範囲について(イメージ)

	官公署に提出する書類の作成・提出代理	不服申立手続代理	裁判外紛争解決手続代理 (ADR手続代理) Alternative Dispute Resolution	訴訟代理
登記・供託に関すること	司法書士	★	★	(※1)
税務に関すること	税理士			税理士(※2)
特許に関すること	弁理士			★
表示登記に係る土地・家屋の調査・測量に関すること	土地家屋調査士		★	弁護士
労働社会保険諸法令に関すること	社会保険労務士		★	
他の法律において制限されていない業務	行政書士 行政書士が作成した書類			法改正要望

※1 司法書士は、簡易裁判所における訴訟等について代理することができる。

※2 税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。  
注) 代理権の行使にあたり、紛争の目的の価額について一定額をこえないもの等に限定されているものもある。

★ は、研修の修了等、特別な能力担保を必要としている業務

## 不服申立て代理権の付与に伴う研修の実施について

- 行政書士に不服申立ての代理権を付与するに当たり、不服申立て  
手続に関する専門性を確保する観点から、不服申立て手続に関する  
研修を実施し、研修を修了した行政書士のみ業務を行うことが  
できるようにする。
- 具体的には、法律で研修の修了を義務付け、具体的な研修内容や  
研修修了者の取扱いについては日本行政書士会連合会の会則や規  
則で規律することとする。

◆現行の行政書士の書類提出代理は、依頼者本人の意向の範囲内において、提出書類の訂正等を行うことができるものであり、本来、手続についての専門性は有している。

◆今般の不服申立て代理も、不服申立ては行政庁が職権で書面により審理するものであることから、従来の書類提出代理を踏まえて、これに付加して実施できるようにするもの。

◆研修では、こうした法改正の趣旨も徹底しつつ、不服申立ての専門性を確保する。

## &lt;不服申立て代理の規定等のイメージ&gt;

## 行政書士法

- ・不服申立て手続に係る研修を修了した者を、「特定行政書士」（仮称）とし、不服申立ての代理を行うことができることを規定。

## 日本行政書士会連合会会則等

- ・日本行政書士会連合会が行う研修の内容や研修修了者の取扱いについて、適切に実施できるよう規定等を検討。
- ・具体的な内容については、今後検討予定。